

「(仮称) ヤングケアラー交流サロン」運営業務 企画提案仕様書

1 業務名

「(仮称) ヤングケアラー交流サロン」運営業務

2 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、本来大人が担うと想定されている家事や介護等を行う子どもいわゆるヤングケアラーの子どもたち（以下「ヤングケアラー」という。）が気軽に悩みを打ち明けられ、当事者同士が交流・情報交換し、精神的安定を得て支え合いの場となる居場所機能と、安心して相談できる環境を整備し、必要な支援につなげるための相談支援機能を持つ「(仮称) ヤングケアラー交流サロン」（以下「交流サロン」という。）を開催することで、その心身の健やかな育ちに資することを目的としている。

4 交流サロンの対象者

原則として、札幌市内在住または札幌市内の学校に在学する、ヤングケアラーまたはヤングケアラーと思われる者のうち、15歳以上（高校生以上）から18歳未満（高校生を含む）の子どもとする。ただし、必要に応じ、15歳未満の子どもまたは18歳以上の者の参加も可能とする。

5 業務の内容及び開催方法

以下、(1)～(3)の業務を行う。

(1) 交流サロンの開催・運営

ヤングケアラーの居場所としての機能を持つ交流サロンを令和4年10月から開催する。

ア 開催方法

開催に当たっては、同一時間にて、下記のいずれの方法も用いて開催し、相互間における交流を可能とすること。

(ア) 対面による方法

(イ) SNSやICT機器等を活用したオンラインによる方法

イ 開催場所

対面による方法においては、札幌市内の貸室等を利用し行うものとし、原則として運営期間中同一の会場を確保するように努める。実施場所は、利便性のよい市内中心地の会場を候補として選定することとし、会場借上費は受託者が負担する。

ウ 開催日数、時間

原則月1回、1回当たり2～4時間程度を目安として開所することとし、放課後や休日など高校生が参加可能となる時間帯とすること。また、開催時間のうち1時間程度は対面とオンラインとの交流が可能となる時間を設けること。

エ 開催内容

参加者同士の交流促進を目的としたプログラムや、気軽に悩みを打ち明けられ、気持ちを分かち合うきっかけとなるプログラムを実施すること。

また、交流サロンでは、個々の状況に応じ多様な過ごし方ができるよう、自由時間やフリースペースを設けること。

オ 職員の配置

従事する職員として、マネージャー1名と相談員1名を配置すること。

マネージャーは、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、ヤングケアラー支援の趣旨について理解している者とし、運営責任を担う。

また、相談員は子どもからの相談に従事した経験を有し、関係機関等と連携し、適切な福祉サービス等につなげることができる者とする。なお、社会福祉士や精神保健福祉士、公認心理師など、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格を有する者が望ましい。

このほか、必要に応じてピアサポーター等の補助者を配置してもよい。なお、補助者を活用する場合は、支援従事の適性について十分に判断した上で受託者が選定を行うこと。

カ 情報発信

ヤングケアラーの潜在化しやすい傾向を踏まえ、ヤングケアラーを発見しやすい立場にある教員や子どもと関わる関係職員等へも十分に周知し、該当する子どもには受託者や関係職員等から慎重に声掛けを行うなど、参加を促す取組を行うこと。

また、チラシ・ポスター・SNS・ホームページ等の活用や、学校等を経由した配布など、より多くのヤングケアラーへ周知されるよう情報発信に努めること。

キ 留意事項

(ア) ヤングケアラーが気軽に参加でき、安心して悩みを打ち明けられるような雰囲気づくりに努めること。

(イ) ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、本人の希望に応じて容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、ヤングケアラーに配慮した仕組みを講じること。

(ウ) 職員は、ヤングケアラーに寄り添った対応を行うとともに、継続的な参加に繋がるよう参加者の要望を取り入れた取組等についても検討し、参加者の定着に努めること。

(2) 相談支援と関係機関等との連携

交流サロン参加者へ相談員による相談支援を実施し、必要に応じて関係機関等に対しつなぎ等の連携行う。

ア 参加者から悩み相談があった場合、または交流サロンを通じて相談員が支援の必要があると判断した場合は、個別相談を行う。

なお、個別相談についても、対面及びオンラインいずれの方法でも可能とすること。

イ 福祉サービスの提供が必要な場合は、家庭等の状況に応じアセスメントを行った上で、適切な福祉サービスに係る相談窓口への連携の支援等を行うものとする。その際、市の所管部署と十分に連携を行うこと。

ウ 個別相談を行った際は、基本情報や連携先などの支援の内容等を記載した個別相談記録を作成すること。

エ 個別相談を行った参加者については、交流サロンの継続的な参加を促し、交流サロン開催時における見守り支援に努めること。

オ 事業の実施の過程において、18歳未満の参加者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市または児童相談所等に速やかに通告するものとする。

カ 委託者より要請があった場合は個別相談記録を提出するほか、本市に提出した記録・報告など関係書類については、参加者が同意する範囲内で、本市の関係部署及びその他関係機関と情報共有するものとする。

(3) その他の事業

上記(1)、(2)の事業以外で交流サロンの運営に資する事業を必要に応じて実施する。

6 報 告

受託者は、本業務の遂行に当たり、毎月末までの実施状況の報告書(様式1、2)及び完了届を翌月15日までに札幌市へ報告すること。

また、令和5年3月31日までに年間報告書と、5(2)ウに示す個別相談記録を市へ提出すること。なお、年間報告書の様式は定めないが、別表の項目を必ず記載すること。

7 業務実施上の留意事項

(1) 個人情報の取扱いについて

ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び札幌市個人情報保護条例(平成16年度札幌市条例第35号)を遵守すること。また、守秘義務及び目的外使用の禁止等を遵守し、業務が終了した後についても同様とすること。

イ 本業務の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

ウ 支援のために関係機関へ個人情報を提供する場合は、利用者の了承を得ておくものとする。

エ 利用者の了承が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

オ 帳票類等の保管にあたっては、施錠可能なキャビネット等に格納することにより漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

カ 受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別相談記録及び報告書、データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 安全管理について

ア 交流サロン運営にあたっては、参加者等の安全確保を第一に優先することとし、秩序を維持し、必要に応じ各種注意喚起を促すこと。

イ 拾得物の取扱を適正に行うこと。

ウ 災害・救急に係る対応を適切に行うこと。

エ 貸室の利用規則等に従い運用を行うこと。また、不審者の入室には十分注意することとし、受託者のみで対応困難な場合は、施設管理者へ連絡を行い適切に対応すること。

(3) 再委託について

受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(4) 本業務の遂行について

本業務の遂行に当たっては、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～（令和4年3月有限責任監査法人トーマツ）」及び令和4年度札幌市で作成予定である「（仮）ヤングケアラー支援ガイドライン」を踏まえ行うこと。

8 その他

- (1) 受託者は、交流サロンの開催場所及び内容等について、令和4年9月30日（金）までに札幌市へ報告し、承認を受けることとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、委託者である札幌市と連絡を密にすること。
- (3) 本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (4) 本業務により得られたデータ及び成果品は、札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (5) 著作権及び肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 本業務の遂行に当たり、知り得た一切の事項について、外部への漏えいが無いように注意すること。また、札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (7) 本業務に係る申込み及び問合せについては、原則として受託者が対応することとする。
また、苦情等の発生に対しては迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。受託者が対応できない申込み、問合せ及び苦情等については、迅速に札幌市に報告し、対応を協議すること。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、札幌市、受託者双方が協議の上、これを決定する。

<別表> 年間報告に関する要求水準

年 間 報 告 書	報告対象	履行期間における実施内容
	報告時期	令和5年3月31日
	必須項目	・ 情報発信の実施状況 ・ 年間の参加者数及び参加者内訳（参加方法、性別別人数） ・ 継続利用者の内訳（参加方法、性別別人数） ・ 個別相談件数と参加者別の支援状況 ・ 交流サロン実施による効果の検証 ・ 交流サロン実施手法に関する改善提案

令和 年 月 日

ヤングケアラー交流サロン業務 業務報告書 (月報)
(令和4年 月分)

(受託者)

住 所

団体名

代表者名

次のとおり、報告します。

1 実施内容

開催日	令和 年 月 日	時間	: ~ :				
開催場所							
参加人数	人						
参加者内訳	高校生		人		内 訳	新規	人
	男: 人	女: 人	不明: 人	継続		人	
	高校生以外		人			新規	人
	男: 人	女: 人	不明: 人	継続		人	
参加方法	来 所	人					
	オンライン	人					
個別相談数	人	内 訳	来 所	人			
			オンライン	人			
実施内容							

交流の様子 (意見・要望な どがあれば具 体的に)	
------------------------------------	--

2 職員体制

支援員氏名	
相談員氏名	
ピアサポーター等	

ヤングケアラー交流サロン業務 活動報告書(相談実績)

(令和4年 月分)

(受託者)

住所

団体名

代表者名

次のとおり、報告します。

No	相 談 者			相談内容	対応	備考
	氏 名	学校名	学年 (年齢)			